

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 7
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 7
- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (人事課) 10
- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (人事課) 19
- 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 (地域福祉課) 20
- 亀岡市立認定こども園条例 (保育課) 21
- 亀岡市立保育所条例の一部改正 (保育課) 22
- 亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部改正 (土木管理課) 24
- 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 (都市計画課) 24
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 27

—— 規 則 ——

- 亀岡市優良職員表彰規則及び亀岡市職員被服等貸与規則の一部改正 (人事課) 28
- 亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (土木管理課) 29

- 亀岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正 (土木管理課) 29
- 亀岡市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則 (人事課) 29
- 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (人事課) 30
- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (人事課) 39
- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 45
- 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正 (地域福祉課) 45
- 亀岡市立認定こども園条例施行規則 (保育課) 46
- 亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則 (保育課) 48

—— 告 示 ——

- 公示送達 (税務課) 50
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 51
- 公示送達 (税務課) 52
- 亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要綱の一部改正 (保育課) 52
- 亀岡市し尿くみとり手数料徴収嘱託員取扱要綱の一部改正 (環境クリーン推進課) 52
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 53
- 亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱 (地域福祉課) 53

○南丹都市計画生産緑地地区の変更による 図書の縦覧 (都市計画課) 60	○亀岡市長選挙における候補者の選挙運 動に関する収支報告書の要旨 80
○指定区域の変更に係る図書の縦覧 (都市計画課) 60	農業委員会欄
○公示送達 (保険医療課) 60	—— 公 告 ——
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 62	○令和元年12月定例総会の開催 86
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 62	上下水道部欄
—— 公 告 ——	—— 規 程 ——
○本市職員採用試験の結果 (人事課) 64	○亀岡市上下水道部職員就業規程及び亀 岡市上下水道部職員被服等貸与規程の 一部改正 87
○条件付一般競争入札の執行 (財産管理課) 65	—— 告 示 ——
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 67	○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の 告示 88
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 67	市立病院欄
○指定管理者の募集 (土木管理課) 76	—— 規 程 ——
—— 任免及び辞令 ——	○亀岡市立病院職員の給与に関する規程 の一部改正 89
教育委員会欄	
—— 規 則 ——	
○亀岡市就学援助規則の一部改正 77	
選挙管理委員会欄	
—— 告 示 ——	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 80	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 80	
○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 80	

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることとした。

ア 令和元年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.675月分	1.725月分

イ 令和2年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.675月分	1.70月分
12月	1.725月分	1.70月分
合計	3.40月分	3.40月分

- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとした。ただし、1のイの改正については、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、住居手当及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、初任給及び若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均0.18%）。

(2) 住居手当の改正

ア 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を現行12,000円から16,000円に引き上げることとした。

イ 住居手当の上限を現行27,000円から28,000円に引き上げることとした。

(3) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和元年12月支給の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の92.5	100分の97.5	100分の5
(幹部職員)	100分の112.5	100分の117.5	100分の5
(再任用一般職員)	100分の45	100分の45	—
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の55	—

イ 令和2年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の130	100分の130	100分の260
(幹部職員)	100分の110	100分の110	100分の220
(再任用一般職員)	100分の72.5	100分の72.5	100分の145
(再任用幹部職員)	100分の62.5	100分の62.5	100分の125
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の95	100分の95	100分の190
(幹部職員)	100分の115	100分の115	100分の230
(再任用一般職員)	100分の45	100分の45	100分の90
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の55	100分の110
合 計			
(一般職員)	100分の225	100分の225	100分の450
(幹部職員)	100分の225	100分の225	100分の450
(再任用一般職員)	100分の117.5	100分の117.5	100分の235
(再任用幹部職員)	100分の117.5	100分の117.5	100分の235

2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとした。ただし、1の(1)の改正については、平成31年4月1日から適用、1の(2)、1の(3)のイ及び2の改正については、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例要綱

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する8条例について所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行す

ることとした。

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、亀岡市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとした。

2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立認定こども園条例要綱

1 本梅保育所及び東本梅保育所を認定こども園に移行させるため、新たに亀岡市立認定こども園（本梅こども園及び森の自然こども園東本梅）を設置するとともに、亀岡市立認定こども園について必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例要綱

- 1 本梅保育所及び東本梅保育所を認定こども園に移行させるため、両保育所を廃止することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例要綱

- 1 駅前送迎用スペースに次の送迎用スペースを追加することとした。

名 称	位 置
J R 亀岡駅北口送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋、一本木地内

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第48号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の167.5」を「12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 この条例による改正前の特別職の職員で常

勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、令和元年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第49号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300

30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

第24条の3を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第50号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会

計年度任用職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、通貨で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に掲げる給料表(以下「給料表」という。)によるものとする。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる職務の級別基準表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。)第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、

「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第11条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第12条 給与条例第18条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第18条第1項の勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第15条第1項、第10条の規定により準用する給与条例第16条及び前条の規定により準用する給与条例第17条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第13条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により準用する給与条例第15条、第10条の規定により準用する給与条例第16条及び第11条の規定により準用する給与条例第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員とし

て任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和57年亀岡市条例第9号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 第9条の規定により準用する給与条例第15条、第10条の規定により準用する給与条例第16条及び第11条の規定により準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第

178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。))とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の

1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の6を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例第2条第2号、第3号及び第7号に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間と

の合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150
（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第23条 第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、

前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給する以外るときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た

額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第28条 会計年度任用職員の給与からの控除

については、一般職常勤職員の例に準じる。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長がこれらの規定により難い特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項及び第2項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第12条第3項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第14条及び第24条に規定する期末手当の支給において、この条例の施行日の前日において亀岡市非常勤職員及び臨時的任用職員のうち臨時職員であった者が、引き続きこの条例の適用を受けることとなる場合にあつては、令和元年12月2日以後の期間を本条例に規定する会計年度任用職員としての在職期間とみなすものとする。

別表第1 (第3条関係)

給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400
10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500
20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200
23	177,000	232,800
24	179,600	234,400
25	182,200	235,400
26	183,900	236,900
27	185,500	238,300
28	187,200	239,500
29	188,700	240,700

30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400
35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000
46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000

64	229,400	281,000
65	230,100	281,500
66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600
72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700
75	237,200	289,100
76	237,700	289,600
77	238,400	289,800
78	239,100	290,100
79	239,800	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800

98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第4条関係）

職務の級別基準表

職務の級	職務基準
1級	(1) 定型的又は補助的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

「揭示済」

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第51号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和51年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年亀岡市条例第12号)の一部

を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)第15条に規定する時間外勤務手当、同条例第16条に規定する休日勤務手当及び同条例第17条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。))」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。))」を加える。
第9条に次の1項を加える。

3 育児休業をした職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、退職手当条例第2条に規定する職員に含まれないことから、本条における規定の対象とはならない。

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例（昭和42年亀岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「（その報酬）の次に「の額」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（亀岡市政治倫理条例の一部改正）

第8条 亀岡市政治倫理条例（平成20年亀岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「臨時職員及び嘱託職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

「揭示済」

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第52号

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」の次に「・第17条」を加える。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、亀岡市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度市長が任命する。

- 3 支給審査委員会は、委員7人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立認定こども園条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第53号

亀岡市立認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども（法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）に対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、亀岡市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(認定こども園の類型)

第2条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型 幼稚園と保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園の機能を果たすもの
- (2) 幼稚園型 幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすもの
- (3) 保育所型 保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすもの

(名称、位置、類型及び定員)

第3条 認定こども園の名称、位置、類型及び定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	類 型	定員（人）
1 本梅こども園	亀岡市本梅町井手早田垣内 13番地の2	保育所型	50
2 森の自然こども園 東本梅	亀岡市東本梅町東大谷生子 田69番地	保育所型	40

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育
- (3) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし市長が必要と認める事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園の資格)

第5条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども
- (3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども

(保育料)

第6条 保育料は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の定めるところによる。

(預かり保育)

第7条 市長は、認定こども園において預かり保育（当該認定こども園の教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 預かり保育を利用する子どもの保護者は、当該預かり保育に要した費用の一部として別

に規則で定める預かり保育料を納付しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第54号

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例

亀岡市立保育所条例（昭和30年亀岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項及び2の項を削り、同表の3の項を同表の1の項とし、同表の4の項から

8の項までを2項ずつ繰り上げる。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(保育料)

第3条 保育料は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の定めるところによる。

(事業)

第4条 市長は、保育所において保育を必要とする乳幼児の保育を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 休日保育事業
- (2) 一時保育事業
- (3) 延長保育事業

2 前項第1号から第3号までの事業を利用する乳幼児の保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第55号

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例（平成28年亀岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表JR亀岡駅前送迎用スペースの項の次に次のように加える。

JR亀岡駅北口送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋、一本木地内
----------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第56号

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号ただし書を次のように改める。

ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地区における建築物の1階部分及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域については、この限りでない。

第6条第2項第3号ただし書中「近隣センター地区」の次に「及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域」を加える。

別表第1に次のように加える。

篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠牙ケ尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	--

別表第2 亀岡駅北地区地区整備計画区域の部商業ゾーン①の項アの欄、同部商業ゾーン②の項アの欄及び同部商業ゾーン③の項アの欄中「(ち)項」を「(り)項」に改め、同表に次のように加える。

篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域	工業施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (4) 令第130条の7に規定する規模の畜舎(犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。) (5) 住宅 (6) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業員のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。) (7) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。) (8) 図書館、博物館その他これらに類するもの (9) 葬儀場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。) (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (11) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設(専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。)	1,500 平方メートル	敷地境界線のうち、道路境界線(道路の隅切部分を除く。)からの距離については、1メートルとする。
------------------	---------	---	--------------	---

		(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
	生活利便施設・関連施設ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>	150平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。 ただし、市道中矢田篠線の道路境界線からの距離については、3メートルとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第57号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の167.5」を「12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和元年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手

当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

規 則

亀岡市優良職員表彰規則及び亀岡市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第40号

亀岡市優良職員表彰規則及び亀岡市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

(亀岡市優良職員表彰規則の一部改正)

第1条 亀岡市優良職員表彰規則(昭和45年亀岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「貸与被服着用中は貸与被服、その他の場合は、」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(亀岡市職員被服等貸与規則の一部改正)

第2条 亀岡市職員被服等貸与規則(昭和41年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

貸与被服は、職務執行中に着用するものとする。ただし、所属長が必要と認めた場合は、この限りでない。

別表第1中

「

7 上記以外の職員	上衣	1	市長の認める期間	
	作業服 上・下	1	—	採用時1着貸与
	盛夏作業服 上衣			

」

を

「

7 上記以外の職員	作業服 上・下	1	市長の認める期間	
	盛夏作業服 上衣			

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第41号

亀岡市自転車等駐車場条例の一部
を改正する条例の施行期日を定め
る規則

亀岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する
条例（令和元年亀岡市条例第45号）の附則に
規定する規則で定める日は、令和元年12月
20日とする。

「揭示済」

亀岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第42号

亀岡市自転車等駐車場条例施行規
則の一部を改正する規則

亀岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成
18年亀岡市規則第21号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第3項中「JR亀岡駅北口自転車等駐
車場」の次に「（以下「亀岡駅北口駐車場」と
いう。）」を加える。

別表中「亀岡駐車場」を「亀岡駐車場及び亀
岡駅北口駐車場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の条件付採用の期間の延長に関す
る規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第43号

亀岡市職員の条件付採用の期間の
延長に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25
年法律第261号）第22条及び第22条の
2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用
の期間の延長に関し必要な事項を定めるもの

とする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第44号

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜

日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該所属の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

- 3 前項の割り振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日

に割り振ることができる。

- 2 前項の割り振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第7条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 条例第8条の2の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第10条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるとき

を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることができる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年度ごとににおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 週所定勤務日数又は年所定勤務日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数

(2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号の規定により取得した年次有給休暇があるときは、当該取得した日数分を減じた後の日数）

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 週所定勤務日数又は年所定勤務日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数

の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により取得した年次有給休暇があるときは、当該取得した日数分を減じて得た日数）

2 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間（使用時間が1時間を超える場合は15分）を単位とすることができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に付与された年次有給休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲

げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第3中9の項、12の項、別表第4中5の項及び6の項の特別休暇の期間については、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて、市長が別に定める。

4 別表第4中5の項及び6の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

6 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第15条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があったとした場合は、同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）第20条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが

明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第16条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があったとした場合は、初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第17条 特別休暇（別表第4中1の項及び2の項の休暇を除く。）の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるもの

とする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(年次有給休暇に関する経過措置)

2 この規則の施行日前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する勤務年度数及び年次有給休暇の繰越しについては、なお従前の例による。

別表第1（第13条関係）

週所定勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
年所定勤務日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任期	1月を超え2月以下	2日	2日	1日	1日	1日
	2月を超え3月以下	3日	2日	2日	1日	1日
	3月を超え4月以下	4日	3日	2日	1日	1日
	4月を超え5月以下	5日	3日	3日	2日	1日
	5月を超え6月以下	5日	4日	3日	2日	1日
	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日

備考

- 1 週所定勤務時間数が30時間以上の者については、週所定勤務日数にかかわらず、この表の「5日以上」の欄を適用する。
- 2 この表において週所定勤務日数と年所定勤務日数に差異が生じる場合は、年所定勤務日数の欄を適用する。

別表第2（第13条関係）

週所定勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
年所定勤務日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考

- 1 週所定勤務時間数が30時間以上の者については、週所定勤務日数にかかわらず、この表の「5日以上」の欄を適用する。
- 2 この表において週所定勤務日数と年所定勤務日数に差異が生じる場合は、年所定勤務日数の欄を適用する。

別表第3（第14条関係）

事由	期間
1 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
2 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	最小限度必要と認められる期間
3 使用者の責めに帰すべき事由による業務の全部又は一部の停止の場合	業務の停止する期間
4 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	別表第5の親族欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため連隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
5 妊娠中及び出産後の会計年度任用職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回とし、その都度必要と認められる期間
6 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
7 地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
8 交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間
9 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日以内でその都度必要と認められる期間

10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
11 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する5日の範囲内の期間
12 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて、原則として連続する3日以内の期間
13 その他市長が特に必要と認める場合	必要と認められる期間

疾病の予防を図るために必要なものとして予防接種や健康診断に付き添うことなどが相当であると認められる場合	
6 条例第15条第1項で規定する要介護者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他の市長の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間
7 会計年度任用職員が公務に支障をきたす恐れがあるため、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合	90日(結核性の疾病の場合にあっては、180日)以内で必要と認められる期間
8 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合	その都度必要と認められる期間
9 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間
10 会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

別表第4 (第14条関係)

事由	期間
1 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出生する予定である会計年度任用職員が申し出した場合	出産の日までの期間
2 会計年度任用職員が出生した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
3 生後満1年に達しない子(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第6号を除き、以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内で必要とする期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の2の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組親である者若しくは同法第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分以内で必要とする期間に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
4 生理のため勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間
5 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は	1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間

別表第5

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日 (会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日 (会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第45号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年亀岡市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表第1に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の号給欄に定められているときは当該号給とし、同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、最低の号給とする。

2 第5条及び第6条の定めるところにより、職種別基準表の号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、条例別表第1給料表における最高の号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第4条 職種別基準表は、別表第1に掲げる職の適用欄の区分及び職種欄の区分に応じて適

用する。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数(通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上かつ6月以上の任用があった場合に限る。)を有する者の号給は、第3条第1項の規定による号給の号数に、1年度につき1を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第7条 条例第6条の規定により準用する亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。)第6条第2項に規定する市長が規則で定める期日は、常勤職員の例による。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

第8条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割割算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児

休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第9条 条例第7条の規定により準用する給与条例第11条の2に規定する地域手当の支給は、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第10条 条例第8条の規定により準用する給与条例第12条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第11条 条例第9条の規定により準用する給与条例第15条に規定する時間外勤務手当、条例第10条の規定により準用する給与条例第16条に規定する休日勤務手当及び条例第11条の規定により準用する給与条例第17条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第12条 条例第9条の規定により準用する給与条例第15条第1項及び第3項本文に規定する市長が規則で定める割合、同項及び第4項に規定する市長が規則で定める時間並びに同項に規定する市長が規則で定めるものについては、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第13条 条例第9条の規定により給与条例第15条第1項、第3項本文及び第4項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条第3項本文	勤務時間条例第5条	亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第6条
	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	勤務時間規則第4条第2項及び第5条
第15条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	勤務時間規則第4条第1項、第5条及び第6条

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第14条 条例第10条の規定により準用する給与条例第16条に規定する市長が規則で定める日及び割合については、常勤職員の例による。

(休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第15条 条例第10条の規定により給与条例第16条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条	勤務時間条例第3条第1項 又は第4条	亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第4条第1項及び第5条
	勤務時間条例第9条	勤務時間規則第10条
	勤務時間条例第4条及び第5条	勤務時間規則第5条及び第6条

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第16条 条例第12条の規定により準用する給与条例第18条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）第7条第1項に掲げる勤務とし、給与条例第18条に規定する市長が定める額は、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 条例第14条の規定により準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料額の算出)

第18条 条例第16条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 条例第20条第2項に規定する市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第20条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第20条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第20条第3項に規定する市長が規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第20条 条例第21条第2項に規定する市長が規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 条例第24条の規定により準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第24条第1項に規定する市長が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第24条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第20条第4項に規定する市長が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額
- (4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第22条 条例第25条第1項に規定する市長が規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月21日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項及び次条において同じ。）となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

第23条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割割算に

より支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の報酬をその際支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第24条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第25条 条例第26条第1項第1号に規定する市長が規則で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(休暇時の報酬)

第26条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号。以下「勤務時間規則」という。）第13条に規定する年次有給休暇及び勤務時間規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該

パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第27条 通勤のため給与条例第12条第1項第2号に規定する自動車等を使用するパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は月額とし、1週間当たりの勤務日数(週以外の期間によって勤務日が定められている場合は、1年間の勤務日数(年度の途中で採用された場合は、当該年度の4月1日に採用されたとみなしたときにおける勤務日数))及び通勤距離に応じ、別表第2に定める額とする。1週間当たりの勤務日数が定められていないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日数に別表第2の通勤距離に応じた1日当たりの額を乗じて得た額とし、通勤距離の区分の上限額を超えないものとする。

2 日額又は時間により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員のうち通勤に係る費用弁償の額を前項の規定により難しい場合の者にあつては、この限りでない。

3 パートタイム会計年度任用職員が月の途中で採用されたとき、又は月の途中で退職したときの当該月の通勤に係る費用弁償の額は、第1項後段により得られる額とする。

4 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給日については、第1項の月額により難しい場合の者にあつては、翌月とすることができる。

(委任)

第28条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤職員との均衡を考慮して、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第2 (第27条関係)

通勤距離	1日当たり 円	上段は1週間当たりの勤務日数 下段は1年間の勤務日数				
		1日	2日	3日	4日	5日
片道2km未満	50 (50)	200 (200)	400 (400)	600 (600)	800 (800)	1,000 (1,000)
片道2km以上 5km未満	100 (50)	400 (200)	800 (400)	1,200 (600)	1,600 (800)	2,000 (1,000)
片道5km以上 10km未満	200 (100)	840 (420)	1,680 (840)	2,520 (1,260)	3,360 (1,680)	4,200 (2,100)
片道10km以上 15km未満	340 (170)	1,420 (710)	2,840 (1,420)	4,260 (2,130)	5,680 (2,840)	7,100 (3,550)
片道15km以上 20km未満	480 (240)	2,000 (1,000)	4,000 (2,000)	6,000 (3,000)	8,000 (4,000)	10,000 (5,000)
片道20km以上 25km未満	610 (300)	2,580 (1,290)	5,160 (2,580)	7,740 (3,870)	10,320 (5,160)	12,900 (6,450)
片道25km以上 30km未満	750 (370)	3,160 (1,580)	6,320 (3,160)	9,480 (4,740)	12,640 (6,320)	15,800 (7,900)
片道30km以上 35km未満	890 (440)	3,740 (1,870)	7,480 (3,740)	11,220 (5,610)	14,960 (7,480)	18,700 (9,350)
片道35km以上 40km未満	1,020 (510)	4,320 (2,160)	8,640 (4,320)	12,960 (6,480)	17,280 (8,640)	21,600 (10,800)
片道40km以上	1,160 (580)	4,880 (2,440)	9,760 (4,880)	14,640 (7,320)	19,520 (9,760)	24,400 (12,200)

備考

- 1 複数の勤務地を有する者等の支給額は、上記の通勤距離にかかわらず、1日当たり150円とする。
- 2 () については、自転車、原動機付自転車若しくは二輪自動車を使用する場合は支給額とする。

別表第1 (第3条関係)

職種別基準表

職種の適用	職種	級・号給
定型的又は補助的な業務を行う職	窓口事務員、定型事務員、給与補助員その他これに類する職	1・1
子育て支援員研修修了資格を要する業務を行う職	保育士 (特別支援担当)	1・3
一般的な資格又は知識経験を要する業務を行う職	一般的事務員、調理師、保育士、学校用事務員、放課後児童支援員、幼稚園教諭、司書その他これに類する職	1・9
放課後児童会を総括する業務を行う職	放課後児童主任支援員	1・12
特定の資格又は知識経験を要する業務を行う職	要資格の相談員、運転手、電話交換等事務員、文化センター事務員、診療報酬請求事務員その他これに類する職	1・17
特別支援教育又は不登校対策支援業務を行う職	特別支援教育支援員、不登校対策支援員	1・18
保育所又は幼稚園においてクラス担任業務を行う職	保育士、幼稚園教諭	1・19 1・22
専門の資格及び知識経験を要する業務を行う職	養護教諭、学芸員、社会教育指導員その他これに類する職	1・23
特定の専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	看護師、栄養士、清掃技能員その他これに類する職	1・29
高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	社会福祉士、介護保険訪問調査員、保健師その他これに類する職	1・35
部活動の指導を行う職	部活動支援員	1・89
特に高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	警察官、教職員その他これに類する職	2・1
長期の特別の職務経験を要する業務を行う職	運転手 (秘書業務)、教育研究所所長 行政経験者その他これに類する職	2・31 2・40 2・56 2・82
	火葬場管理職員	2・117

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第46号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の185」を「100分の190」に、「100分の225」を「100分の230」に改め、同条第2項第1号中「100分の37」を「100分の39」に、「100分の45」を「100分の47」に改め、同項第2号中「100分の55.5」を「100分の58.5」に、「100分の67.5」を「100分の70.5」に改め、同項第3号中「100分の64.75」を「100分の68.25」に、「100分の78.75」を「100分の82.25」に改め、同項第4号中「100分の74」を「100分の78」に、「100分の90」を「100分の94」に改め、同項第5号中「100分の83.25」を「100分の87.75」に、「100分の101.25」を「100分の105.75」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 会計年度任用職員

第6条第2項第1号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 会計年度任用職員

第8条第2項第1号中「100分の39」を「100分の38」に、「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の58.5」を「100分の57」に、「100分の70.5」を「100分の69」に改め、同項第3号中「100分の68.25」を「100分の66.5」に、「100分の82.25」を「100分の80.5」に改め、同項第4号中「100分の78」を「100分の76」に、「100分の94」を「100分の92」に改め、同項第5号中「100分の87.75」を「100分の85.5」に、「100分の105.75」を「100分の103.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第47号

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」を「第1条・第1条の2」に、「第5章 補則（第19条）」を「第5章 支給審査委員会（第19条—第22条）」に

第6章 補則（第23条）」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第16条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

第19条中「手続」の次に「並びに支給審査委員会の運営」を加え、同条を第23条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 支給審査委員会

（委員の任期）

第19条 支給審査委員会の委員の任期は、4年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、条例第16条第1項の調査審議が終了した場合には、その任期は終了する。

（委員長及び副委員長）

第20条 支給審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、支給審査委員会

を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第21条 支給審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 支給審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 支給審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 支給審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第22条 支給審査委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立認定こども園条例施行規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第48号

亀岡市立認定こども園条例施行規則

則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員及び職務)

第2条 認定こども園に園長、副園長、主幹、主任保育教諭又は主任保育士、保育教諭又は保育士その他の職員を置く。

2 園長は、上司の命を受け、認定こども園の園務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副園長は、園長の命を受け、園児の教育及び保育に従事するほか、園長を補佐する。

4 主幹は、上司の命を受け、園児の教育及び保育に従事するほか、担当事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。

5 主任保育教諭又は主任保育士は、園長の命を受け、園児の教育及び保育、園務に従事するほか、保育教諭又は保育士の指導に当たる。

6 保育教諭又は保育士は、園長の命を受け、園児の教育及び保育に従事する。

7 その他の職員は、園長の命を受け園務に従事する。

(認定こども園長の専決事項)

第3条 認定こども園長は、所管事務に係る亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）第42条に規定する事項（財務に関する事項を除く。）を専決する。

(教育時間及び保育時間)

第4条 認定こども園の教育時間及び保育時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間 午前9時から
午後2時まで

(2) 保育標準時間
平日 午前7時30分から
午後6時30分まで

土曜日 午前7時30分から
午後2時30分まで

(3) 保育短時間

平日 午前8時から
午後4時まで

土曜日 午前8時から
午後2時30分まで

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、地域の実情に応じて教育時間及び保育時間を変更することができる。

(休園日)

第5条 認定こども園の休園日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日を変更することができる。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子どもに係る休園日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年始休業日（4月1日から4月7日までの日）

エ 夏季休業日（7月21日から8月31日までの日）

オ 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日までの日）

カ 学年末休業日（3月25日から3月31日までの日）

(2) 法第19条第1項第2号及び同項第3号に該当する小学校就学前子どもに係る休園日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

（学期）

第6条 条例第4条各号に規定する事業の実施に当たっては、次のとおり学期を定める。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

（教育及び保育の内容）

第7条 認定こども園の教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき行うものとする。

（備付帳簿等）

第8条 認定こども園には、園児の名簿を備え、園児の心身の状況並びに家庭状況及びこれに対する教育及び保育の実施とその経過を記録しなければならない。

2 副園長、主幹、主任保育教諭又は主任保育士、保育教諭又は保育士は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、園児の教育及び保育方針、栄養状況につきその理解と協力を得るように努めなければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第49号

亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号）に規定する認定こども園における預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 預かり保育は、亀岡市立認定こども園に在園する園児で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子ども（以下「対象園児」という。）を対象とする。

（預かり保育の実施基準）

第3条 預かり保育は、対象園児の保護者が次の各号のいずれかに該当することにより、当該対象園児を保育することが困難と認められる場合に行うものとする。

- (1) 保護者の就労又は就学により、保育が必要な状況にある者
 - (2) 保護者又は家族の通院、介護若しくは看護により、緊急に保育が必要となった者
 - (3) 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
 - (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - (5) その他前各号に準ずる状態にあること。
- （実施日及び実施時間）

第4条 預かり保育は、次に掲げる日以外の日
に実施する。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学年始休業日（4月1日から4月7日までの日）
- (4) 夏季休業日（7月21日から8月31日までの日）
- (5) 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日までの日）
- (6) 学年末休業日（3月25日から3月31日までの日）

2 預かり保育の実施時間は、教育課程に係る教育時間終了後から午後5時までとする。

3 市長が特に必要があると認めるときは、実施日及び前項に規定する実施時間を変更することができる。

（利用の申請）

第5条 預かり保育を利用しようとする保護者（以下「利用保護者」という。）は、預かり保育を利用しようとする日の5日前までに利用の申請をし、市長に承認を受けなければならない。ただし、臨時又は緊急に預かり保育を必要とする場合は、この限りでない。

（利用の決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容について審査し、利用の可否を決定し、利用保護者に通知するものとする。

（利用の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、預かり保育の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める基準に該当しなくなった場合
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により、預かり保育の利用の承認を受けた場合

(3) その他やむを得ない事情により当該対象園児の預かり保育の実施を継続することが困難と認められる場合

2 利用保護者は、対象園児が疾病にかかり、又はかかっているおそれがあるときは、市長の指示に従わなければならない。

（預かり保育料）

第8条 預かり保育料は、別表に定める額とする。

2 利用保護者は、前項に定める預かり保育料を市長が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払わなければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	預かり保育料
1回	350円

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第214号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
2	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
3	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
4	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
5	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
6	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
7	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
8	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
9	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
10	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
11	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
12	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
13	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
14	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略

15	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
16	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略
17	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第3期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第215号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和元年12月6日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0137-63009

- 1 当該者生年月日 平成8年8月27日
- 2 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日 令和元年5月8日
- 4 無効になる日 令和元年12月5日

「揭示済」

亀岡市告示第216号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和元年度 第2期・第3期
市府民税
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第217号

亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要綱（平成15年亀岡市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月14日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「、次の各号のいずれかに該当する者を除き」を削り、同条各号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第218号

亀岡市し尿くみとり手数料徴収嘱託員取扱要綱（平成15年亀岡市告示第170号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月14日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「、次の各号の一に該当する者を除き」を削り、同条各号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第219号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和元年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0132-22049

- 1 当該者生年月日
昭和53年11月30日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成30年4月1日
- 4 無効になる日
令和元年12月16日

「揭示済」

亀岡市告示第220号

亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内において社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設（以下「施設」という。）における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成16年京都府告示第704号。以下「府要綱」という。）において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、亀岡市内に所在する施設で実施するものとする。

(1) 災害対応力向上事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施する事業及び国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（この要綱に基づく補助金及び前項第1号に掲げる事業を対象として京都府及び他市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

（補助金交付の要件）

第4条 事業実施法人等が補助金の交付を受けるためには、府要綱第4条に掲げる要件の全

てを満たさなければならない。

(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業、補助対象事業の基準額(以下「補助基準額」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書を受理したときは、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人等(以下「補助事業者」という。)が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助事業中止(廃止)申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金事業実績報告書(別記第5号様式)を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第12条 補助事業者は、府要綱第14条第1項に定める期間を経過する日以前に、同項の規定により処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る取得財産処分承認申請書(別記第7号様式)により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成31年4月1日以降に着手した補助対象事業について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 災害対応力向上事業	1 施設当たり44万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 その他市長が特に必要と認める経費	4分の1以内

別記第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者の住所
申請者の名称
代表者氏名

㊤

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

事業区分	補助対象経費	交付申請額
	円	円
合 計		

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る予算書(見込書)の抄本
- (3) 人材確保・苦情解決等の取組に係る関係書類
- (4) 前年度の資金収支計算書又は内部留保額が分かる書類
- (5) その他参考になる書類

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

事業区分	交付決定額
	円
合 計	

2 交付の条件

第4号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者の住所
申請者の名称
代表者氏名

㊞

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助事業中止 (廃止) 申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る補助事業を下記のとおり中止 (廃止) したいので、申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

2 中止 (廃止) する事業の内訳

事業区分	補助金交付決定の額	中止 (廃止) の時期
	円	
合計		

3 添付資料
中止 (廃止) に係る関係書類

第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者の住所
申請者の名称
代表者氏名

㊞

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る補助事業の内容 (経費の配分) を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内訳

事業区分	変更前補助対象経費	変更前交付決定額	変更後補助対象経費	変更後交付申請額
	円	円	円	円
合計				

3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 補助事業に係る予算書 (見込書) の抄本
(3) その他参考になる書類

第5号様式 (第10条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者の住所
申請者の名称
代表者氏名

㊤

年 月 日

第6号様式 (第11条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者の住所
申請者の名称
代表者氏名

㊤

年 月 日

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る実績を下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額

事業区分	補助金交付決定額	補助対象経費	補助金額
	円	円	円
合 計			

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業に係る決算書 (見込書) の抄本
- (3) その他参考になる書類

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱に基づき、報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

第7号様式（第12条関係）

（宛先）亀岡市長

年 月 日

申請者の住所
申請者の名称
代表者氏名

印

年度亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金
に係る取得財産処分承認申請書

第 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上記補助事業
について、下記の財産を処分したいので、亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交
付要綱に基づき、承認を申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由

「揭示済」

亀岡市告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和元年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市千代川町小林美都路の一部
亀岡市千代川町小林下戸の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第222号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更したので、同条例第8条第2項及び第9条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により、当該指定区域の変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
保津地区（亀岡市保津町 地内）
馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）
河原林町河原尻地区（亀岡市河原林町河原尻、千歳町国分 地内）
河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 その他
許容する予定建築物等の用途は変更しない。

「揭示済」

亀岡市告示第223号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第224号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年12月27日から令和2年1月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 03015
- 2 路線名 犬甘野神地線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市西別院町神地中筋26番2先から 亀岡市西別院町神地中筋37番1先まで	前	3.00m 5.00m	117.00m	変更後路線幅員 最小 1.80m 最大 12.00m
	後	4.00m 12.00m	117.00m	
				変更後路線延長 2,651.50m

「揭示済」

亀岡市告示第225号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年12月27日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年12月27日から令和2年1月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
03015	犬甘野神地線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先から 亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番5先まで	2,651.50m	1.80m ~ 12.00m

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第80号

令和元年亀岡市公告第38号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和3年3月31日までとする。

令和元年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

事務Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)

0003、0005、0006、0025

0029、0036、0041、0057

0062、0070

事務Ⅰ (一般方式)

2010、2017、2022、2025

2030、2041、2069

学芸員

6005

保育士・幼稚園教諭

7002、7004、7007、7009

保健師

8002

「揭示済」

亀岡市公告第81号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年12月16日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市東つつじヶ丘都台三丁目23番1（元市営住宅事業用地） 宅地 面積4,577.26㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和2年2月26日（水曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、下記の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和2年1月15日（水曜日）から令和2年2月5日（水曜日）まで（土曜日・日曜日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領・入 札参加申込書 等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市東つつじヶ丘都台三丁目23番1）：実施要領」として、令和元年12月16日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は財産管理課に問い合わせること。
最低売却価格 の有無	最低売却価格を設定する。 最低売却価格 274,600,000円

<p>土地の利用</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 延床面積1,000㎡を超える商業用途の食品・日用品系スーパーマーケットを立地させること。周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。本物件内に電柱等占用物があるため、必ず各事業者と占用・移転等の協議を行うこと。また、本物件内の東つづじヶ丘ふれあいセンター敷地との隣接箇所にある排水路については、機能保全することとして必ず関係課と協議を行うこと。</p> <p>イ 南側市道内に配水管(Dφ100mm)が布設されており、その配水管から分岐された管(仕切弁φ50mm・HIVPφ50キャンプ止め)が本物件内に残っている。原則として、配水管分岐部分(φ75分岐バルブフランジ止め)まで撤去が必要であるが、φ50mm給水引き込み管として既設管利用は可能であるので、利用を希望する場合は関係課と協議すること。給水装置工事申し込み時に加入金(口径加入金・面積加入金・申請手数料)が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。</p> <p>ウ 本物件内に公共汚水桝はない。公共下水道の供用開始区域外のため、受益者負担金(440円/㎡)が必要。前面道路(東側・西側・南側)に下水道本管の布設がある。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。</p>
<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
<p>無効な入札</p>	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
<p>落札者の決定方法</p>	<p>予定価格(最低売却価格)以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
<p>入札保証金及び契約保証金</p>	<p>入札保証金(京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手)は入札額の5%以上</p> <p>契約保証金は契約金額の10%以上</p>

その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市東つつじヶ丘都台三丁目23番1）：実施要領」で確認し、全て承知・承諾のうえ入札参加すること。
問い合わせ	亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160

「揭示済」

亀岡市公告第82号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和元年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和元年12月19日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第83号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- (1) 業務番号 水施委第1号
- (2) 業務名 千代川浄水場運転監視業務委託
- (3) 業務場所 亀岡市千代川町地内外
- (4) 業務種別 運転監視・点検業務
- (5) 業務概要 浄水場運転監視業務 一式
平日 243日/年 (16H/日)
休日 122日/年 (24H/日)
保守点検業務 (日常点検) 一式
千代川浄水場・三宅浄水場 (毎日)
他浄水場及び水源 (月4回)
市内水道施設全て (月1~2回)
保守点検業務 (定期点検) 一式
ポンプのグリスアップ・滅菌機分解清掃
水位計・メーター等のゼロ・スパン校正等 (1回/年)
緊急時点検業務 一式
- (6) 業務期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (7) 最低制限価格 不採用
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 免除

2 入札参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「令和元年度亀岡市物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、次のいずれかの条件を満たす者であること。
ア 営業品目「23 保守管理業務」を第1希望又は第2希望で登録している者
イ 同種業務で実績がある者
- (2) 入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) のほか、次のいずれかに該当する者 (次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。) でないこと。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)

- イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (7) 国又は地方公共団体が発注した浄水施設運転監視業務（簡易水道事業の施設及び排水処理施設に係る業務を除く。以下同じ。）及び浄水処理業務（水道水の製造業務に限る。以下同じ。）のうち、浄水処理能力が20,000（ m^3 /日）以上の施設についての業務を受託し（直接受託に限る。）、その実績が通算3年以上あること。

※受託実績とみなす条件

- ① 「2 入札参加資格要件」の(7)を満たすものであること。
- ② 平成31年4月1日現在での受託実績とする。
- ③ 受託の形態が指定管理者制度による場合も同等の受託実績とみなす。
- ④ 浄水施設運転監視業務と浄水処理業務を一括して受注していない場合でも「2 入札参加資格要件」の(7)を満たすものであれば受託実績とみなす。ただし、一括して受注していない場合は、それぞれの業務において、通算3年以上の実績が必要である。

3 一般競争入札参加意思表示時の提出書類

一般競争入札参加意思表示書（様式1）

※一般競争入札参加意思表示書を提出しないものは、入札に参加することができない。

4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 浄水施設運転監視業務及び浄水処理業務実績調書（様式3）
- (3) 総括責任者予定者及び副総括責任者予定者名簿（様式4）
- (4) 総括責任者予定者経歴書（様式5）
- (5) 副総括責任者予定者経歴書（様式6）
- (6) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式7）

※上記(3)、(4)、(5)については、入札参加資格確認申請時に予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
<p>一般競争入札参加資格 確認申請書等の配布期 間</p>	<p>令和元年12月20日（金） 午後1時から</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書等 並びに仕様書等は、亀岡市入札情報公 開システム（コンサル部門）（以下 「入札情報公開システム」という。） の発注情報閲覧からダウンロードする こと。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合 は、問い合わせのうえ配布期間内の受 付時間中（午前9時から正午まで、午 後1時から4時まで）に亀岡市企画管理 部契約検査課（以下「契約検査課」と いう。）に来庁して入手すること。</p>
<p>一般競争入札参加意思 表明書の受付</p>	<p>令和2年1月10日（金） 午後5時まで（必着）</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該公告 に示す提出書類を提出しなければならない。 また、提出した書類に関し、契約担 当者から説明を求められた場合は、それ に応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 当該公告に示す期間内に契約検査 課へ、郵送により提出すること。 郵送については、書留にて郵送す ること。（令和2年1月10日（金）午 後5時までに契約検査課必着）</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 一般競争入札参 加意思表示時の提出書類」に定める 書類</p> <p>(3) その他 ア 一般競争入札参加意思表示書を 提出しないものは、入札に参加す ることができない。 イ 提出書類作成等に要する費用 は、申請者の負担とし、提出され た書類は返却しない。 ウ 提出書類は、公告で指定した様 式で作成すること。 エ 提出された書類は、本市におい て無断使用することはない。 オ 虚偽の記載をした者は、当該業 務の入札への参加を認めないこと がある。</p>

<p>一般競争入札参加資格 確認申請書等の受付</p>	<p>令和2年1月16日（木） 午前9時から正午及び午 後1時から午後5時まで</p> <p>令和2年1月17日（金） 午前9時から正午及び午 後1時から午後5時まで</p> <p>令和2年1月20日（月） 午前9時から正午及び午 後1時から午後4時まで</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該公告 に示す提出書類を提出し、入札参加資格 の確認を受けなければならない。また、 提出した書類に関し、契約担当者から説 明を求められた場合は、それに応じなけ ればならない。</p> <p>(1) 提出方法 電子入札システムにより入札に参 加する者（以下「電子入札者」とい う。）は、電子入札システムにより 該当の公告に示す提出書類を提出す ること。</p> <p>なお、一般競争入札参加資格確認 資料の容量が総量で2メガバイトを 超える場合は、その全部について、 契約検査課に入札期間までに必着す るよう持参又は郵送すること。</p> <p>紙入札者については、当該公告に 示す期間内に、契約検査課へ持参又 は郵送により提出すること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留にて、令 和2年1月20日（月）午後4時までに 契約検査課必着とする。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「4 一般競争入札 参加資格確認申請時の提出書類」に 定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用 は、申請者の負担とし、提出され た書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様 式で作成すること。 ウ 提出された書類は、本市におい て無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業 務の入札への参加を認めないとと もに、市の指名停止措置を行うこ とがある。</p>
<p>一般競争入札参加資格 確認通知書の送付</p>	<p>令和2年1月27日（月）ま でに発送</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請書等を 提出した入札参加希望者に対し、結果を 電子入札システム内又は文書により通知 する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認 通知書」により「参加資格有」の通知を 受けた者のみが参加できる。</p>

<p>一般競争入札参加資格確認申請等並びに仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問 令和2年1月15日（水） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和2年1月29日（水） 午後3時まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。 （契約検査課電話番号0771-25-5041）</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式8）にて行うこととし、下記の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。 質問内容は、簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。（送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受付できないことがある。） 質問書送付先：電子メールアドレス sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp</p>
<p>質問に関する回答</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問回答：随時 仕様書等に関する質問回答： 令和2年1月31日（金） 午後5時まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p>
<p>入札期間</p>	<p>令和2年2月4日（火） 午前9時から午後5時まで 令和2年2月5日（水） 午前9時から午後3時まで</p>	<p>入札については、「6 入札に関する留意事項」のとおり</p>
<p>開札日時</p>	<p>令和2年2月6日（木） 午前10時</p>	<p>電子入札システムによる</p>
<p>再度入札を行う場合の入札期間</p>	<p>令和2年2月10日（月） 午前9時から午後3時まで</p>	<p>入札については、「6 入札に関する留意事項」のとおり</p>
<p>再度入札の開札日</p>	<p>令和2年2月10日（月） 午後3時以降</p>	<p>電子入札システムによる</p>

6 入札に関する留意事項

(1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより当該公告に示す提出書類（入札書及び業務委託費内訳書等）を提出すること。

なお、内訳書の容量が2メガバイトを超える場合は、入札期間中に持参又は郵送すること。

イ 紙入札者は、当該公告に示す入札期間内に契約検査課へ入札書及び業務委託費内訳書を提出すること。

(2) 入札にあたっては、業務委託費内訳書を提出すること。

ア 業務委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、参考資料として添付されている「令和2年度千代川浄水場運転監視業務委託参考資料」の項目に一致させること。

イ 業務委託費内訳書の表紙には、業務番号、業務名、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名）を記載すること。また、紙入札においては、必ず押印すること。

(3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「水施委第1

号 千代川浄水場運転監視業務委託」一式の金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書（様式9）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（電子入札の場合は入札書を提出するまで、紙入札の場合は入札書を持参するまで）に辞退届（様式10）を提出しなければならない。この場合、電子入札にあつては電子入札システムにより、紙入札にあつては書面により入札辞退届を提出しなければならない。

(8) 持参による入札

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務委託名及び入札書が在中している旨を朱書きし、亀岡市長宛ての親展とする。

イ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「業務委託費内訳等」と朱書きした中封筒を入れる。

ウ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

エ 「業務委託費内訳等」と朱書きした中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

オ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

イ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ウ 指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

エ 開札の日時において有効な業務委託内訳書の提出を求めた際、提出しなかった者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

ケ 紙入札者にあつては、入札金額の訂正、印影不鮮明、氏名の脱漏、業務委託名称・業務番号・業務場所の脱漏のいずれかがある入札

コ 再度入札において、一回目の入札における入札最低金額を示したにもかかわらず、入札最低金額以上の金額で入札した者の行った入札

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、開札の結果、全ての入札が無効又は失格の入札のときは、再度入札は行わない。

なお、再度入札の回数は1回限りとする。

イ 再度入札対象者は、初回入札時において、不着又は辞退となった者、無効又は失格をした者以外の者とする。

ウ 再度入札において、一回目の入札における入札最低金額未満の金額で入札すること。

エ 再度入札時の内訳書の再提出は、物理的に困難であるため、内訳書の提出は、最初の入札時のみ求める。ただし、内訳書の再提出が必要と判断される場合は、再度提出を求める。

(11) 落札者の決定方法

ア 亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。また、電子入札にあつては、電子くじにて落札者の決定を行う。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) その他亀岡市上下水道事業契約規程に基づき執行する。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

免除する。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 以上に定めるもののほか、亀岡市上下水道事業契約規程の定めるところによる。
- (7) 予定価格は、公表しないものとする。
- (8) 入札の執行回数は、2回までとする。

12 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部契約検査課

TEL 0771-25-5041 / FAX 0771-25-5157

電子メールアドレス

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第84号

亀岡市公共施設について、指定管理者の募集を行うので、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定管理者を募集する施設

(1) JR亀岡駅前自転車等駐車場

所在地	亀岡市追分町谷筋21番地4
建物概要	鉄骨造 地上2階 地下1階 敷地面積 864.1㎡
施設内容	収容台数 2,050台 [内訳] 自転車：1,640台 原動機付自転車：410台

(2) JR亀岡駅北口自転車等駐車場

所在地	亀岡市追分町谷筋4番地外（駅前広場の南側両サイド）
建物概要	屋外（上屋あり） 集中管理方式（一時利用） 敷地面積 367.70㎡（東側） 239.70㎡（西側）
施設内容	収容台数 110台 [内訳] 自転車：71台 原動機付自転車：39台

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

3 募集要項等

別紙「JR亀岡駅前・亀岡駅北口自転車等駐車場指定管理者募集要項」のとおり

4 募集期間

令和元年12月20日から令和2年1月17日まで

5 問い合わせ先

亀岡市まちづくり推進部土木管理課

京都府亀岡市安町野々神8番地

0771-25-5043（直通）

「揭示済」

任免及び辞令

平井宏俊
 亀岡市公益通報外部相談員に委嘱します
 任期は令和3年11月30日までとします

山本知弘
 亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
 任期は令和3年11月30日までとします

森津宏紀
 亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

俵知可
 亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

令和元年12月1日

深町加津枝
 亀岡市景観審議会委員の委嘱を解きます

令和元年12月20日

大石慶明
 尾崎まこと
 楠善夫
 小林正子
 櫻井俊則
 辻川篤司
 永松輝
 深町加津枝
 宗田好史
 森本幸裕

(各 通)

亀岡市景観審議会委員に委嘱します
 任期は令和3年12月20日までとします

令和元年12月21日

教育委員会欄

規則

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

亀岡市教育委員会
 教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第8号

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則

亀岡市就学援助規則（平成19年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 卒業アルバム代

第5条第1項中「保護者」を「児童生徒の保護者」に改める。

第7条第1項中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第9号」を「第10号」に改め、同条第2項中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第10号」に改める。

別記第1号様式中「国民年金掛金の減免」を「国民年金保険料の免除」に、「新入学児童生徒学用品費等」を「新入学児童生徒学用品費」に改める。

別記第2号様式中「国民年金掛金の減免」を「国民年金保険料の免除」に改める。

別記第3号様式中

「

◇学用品費	◇通学用品費	◇新入学児童生徒学用品費等	◇校外活動費
◇修学旅行費	◇体育実技用具費	◇通学費	◇学校給食費
◇医療費	◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金		

」を

「

◇学用品費	◇通学用品費	◇新入学児童生徒学用品費	◇校外活動費
◇修学旅行費	◇体育実技用具費	◇通学費	◇学校給食費
◇卒業アルバム代	◇医療費	◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金	

」に、

「

◎医療費は、学校において治療の指示を受けた疾病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・う歯（虫歯）など）に限り、別途交付される医療券で受診してください。
 なお、学校保健安全法施行令第8条に定めのないものや、他の法令等により医療補助が受けられる場合は対象となりません。

」

を

「

◎医療費は、学校において治療の指示を受けた疾病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・う歯（虫歯）など）に限り、別途交付される医療券で受診してください。
 なお、学校保健安全法施行令第8条に定めのないものや、他の法令等により医療補助が受けられる場合は対象となりません。
 ◎保護者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けた場合等は、支給された学用品費等を返還していただきます。

」

に改める。

別記第4号様式中

「

※亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入学児童生徒学用品費を返還していただきます。取消しに該当することが判明した場合は、至急学校教育課までご連絡ください。

」

を

「

※入学予定者が亀岡市立小学校、中学校、義務教育学校若しくは京都府立中学校に入学しなかった場合又は保護者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けた場合等は、支給された新入学児童生徒学用品費等を返還していただきます。

」

に、

「

◇学用品費	◇通学用品費	◇新入学児童生徒学用品費等	◇校外活動費	◇体育実技用具費
◇通学費	◇学校給食費	◇医療費	◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金	

」

を

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費 ◇修学旅行費
◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費 ◇卒業アルバム代 ◇医療費
◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

」

に、

「

◎新入学児童生徒学用品費等以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。

」

を

「

◎新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第104号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,480人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第105号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24,667人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第106号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,334人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第107号

令和元年10月20日執行の亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月20日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,098,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井 紀代子	所属党派	無所属	期 間	令和元年9月23日から	第1回分
出納責任者氏名	藤野 広司				令和元年10月24日まで	

収 入				支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
主たる寄附				人件費	720,000
市民本位の明るい民主市政をつくる会		707,891		家屋費	260,640
三上 悟	無職	110,000		選挙事務所費	249,640
中井 和夫	無職	110,000		集合会場費	11,000
西森 睿治	自営業	110,000		通信費	24,840
山木 潤治	農業	110,000		交通費	0
山岡 良右	無職	70,000		印刷費	670,690
阪本 智子	無職	35,000		広告費	377,386
吉田 知加子	団体職員	35,000		文具費	10,296
佐々木 真理子	無職	35,000		食糧費	42,000
西垣 伸子	無職	35,000		休泊費	0
湯浅 久美子	無職	35,000		雑費	539
山内 延子	無職	35,000			
二之湯 みゆき	パート	21,000			
山田 昌子	無職	21,000			
その他の寄附	20件	200,000			
その他の収入		0			
今 回 計		1,669,891		今 回 計	2,106,391
前 回 計		0		前 回 計	0
総 計		1,669,891		総 計	2,106,391

報告書受理年月日	令和元年11月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月20日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,098,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井 紀代子	所属党派	無所属	期 間	令和元年10月25日から	第2回分
出納責任者氏名	藤野 広司				令和元年11月5日まで	

収 入				支 出	
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0
		円		家屋費	0
市民本位の明るい民主市政をつくる会		29,222		選挙事務所費	0
				集合会場費	0
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	29,222
その他の寄附	0件	0		今 回 計	29,222
その他の収入		0		前 回 計	2,106,391
今 回 計		29,222		総 計	2,135,613
前 回 計		1,669,891			
総 計		1,699,113			

報告書受理年月日	令和元年11月12日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月20日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,098,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井 紀代子	所属党派	無所属	期 間	令和元年11月6日から	第3回分
出納責任者氏名	藤野 広司				令和元年11月15日まで	

収 入				支 出	
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0
		円		家屋費	0
市民本位の明るい民主市政をつくる会		128,670		選挙事務所費	0
				集合会場費	0
				通信費	26,970
				交通費	0
				印刷費	88,500
				広告費	13,200
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	0
その他の寄附	0件	0		今 回 計	128,670
その他の収入		0		前 回 計	2,135,613
今 回 計		128,670		総 計	2,264,283
前 回 計		1,699,113			
総 計		1,827,783			

報告書受理年月日	令和元年11月20日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月20日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,098,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	令和元年9月1日から	第1回分
出納責任者氏名	岸 親 夫				令和元年11月1日まで	

収 入				支 出	
主たる寄附				円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	520,000
		円		家屋費	786,780
自由民主党京都府支部連合会		100,000		選挙事務所費	728,420
自由民主党京都府参議院選挙区第4支部		50,000		集合会場費	58,360
国民民主党京都府連合会		150,000		通信費	2,020
孟子会		100,000		交通費	30,900
部落解放同盟京都府連合会		20,000		印刷費	858,300
近藤 永太郎	京都府議会議員	50,000		広告費	733,260
山城 永治	会社相談役	50,000		文具費	121,563
大槻 秧司	医療法人会長	100,000		食糧費	205,218
寺田 弘和	会社代表	100,000		休泊費	0
松本 豊	会社会長	50,000		雑費	73,396
その他の寄附	3件	30,000			
その他の収入		2,096,101			
今 回 計		2,896,101		今 回 計	3,331,437
前 回 計		0		前 回 計	0
総 計		2,896,101		総 計	3,331,437

報告書受理年月日	令和元年11月1日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月20日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,098,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	令和元年11月2日から	第2回分
出納責任者氏名	岸 親 夫				令和元年11月22日まで	

収 入				支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
				人件費	0
				家屋費	0
				選挙事務所費	0
				集会会場費	0
				通信費	117,581
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	50,894
その他の寄附	0件	0			
その他の収入		168,475			
今 回 計		168,475		今 回 計	168,475
前 回 計		2,896,101		前 回 計	3,331,437
総 計		3,064,576		総 計	3,499,912

報告書受理年月日	令和元年11月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第13号

令和元年12月定例総会を下記のとおり公告する。

令和元年12月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和元年12月5日（木）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 令和元年12月農用地利用集積計画

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部職員就業規程及び亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第8号

亀岡市上下水道部職員就業規程及び亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

(亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部職員就業規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項を次のように改める。

管理者が貸与する被服等は、勤務時間中に着用するものとする。ただし、所属長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	上衣	1着	管理者の認める期間	を
	作業服上下	1着	1年以上	

」

「

作業服上下	1着	1年以上	に改める。
-------	----	------	-------

」

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第25号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和元年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和元年12月13日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
132	宮岡設備工業	宮岡 修	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目1番9号

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第6号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

(5) 手術手当

第10条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 手術手当は、手術に従事した医師及び看護師に対し支給し、その額は、手術1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師（保険診療の点数30,000点以上の手術に従事した執刀医に限る。） 当該手術に係る保険診療の点数に100分の30を乗じて得た額

(2) 医師（保険診療の点数50,000点以上の手術に従事した者のうち、管理者が定めるものに限る。） 5,000円

(3) 看護師（手術の直接介助者及び間接介助者に限る。） 500円

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300

30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600

別表第2 (第2条関係)

職員の区分	職務の職号	医療職給料表 (1)				
		1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	603,400
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	604,400
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	

31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600

医療職給料表(2)

職務の級 の号給	給料月額						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	円 151,000	円 188,400	円 223,600	円 249,600	円 281,000	円 327,000	円 371,100
1	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
2	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
3	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
4	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
5	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
6	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
7	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
8	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
9	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
10	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
11	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
12	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
13	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
14	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
15	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
16	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
17	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
18	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
19	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
20	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
21	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
22	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
23	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
24	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
25	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
26	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
27	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
28	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
29	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
30							

66	469,700	521,400		
67	470,400	522,100		
68	471,000	523,000		
69	471,300	523,900		
70	472,000	524,700		
71	472,700	525,600		
72	473,400	526,500		
73	473,800	527,300		
74	474,400	528,200		
75	475,100	529,100		
76	475,800	529,800		
77	476,200	530,600		
78	476,800	531,500		
79	477,400	532,400		
80	477,900	533,300		
81	478,500	534,100		
82	479,000	535,000		
83	479,500	535,900		
84	480,000	536,800		
85	480,400	537,600		
86	481,000	538,500		
87	481,400	539,400		
88	481,900	540,300		
89	482,400	541,100		
90	483,000			
91	483,600			
92	484,000			
93	484,500			
94	485,100			
95	485,700			
96	486,300			
97	486,800			
再任用職員	296,200	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300	387,900	
87		289,700	325,600	346,600	388,300	
88		289,900	326,000	346,900	388,700	
89		290,300	326,400	347,300	389,100	
90		290,500	326,800	347,600	389,600	
91		290,700	327,200	348,000	390,000	
92		290,900	327,600	348,300	390,400	
93		291,300	327,900	348,700	390,800	
94		291,500	328,100	349,000	391,300	
95		291,700	328,500	349,300	391,700	
96		292,000	328,800	349,600	392,100	
97		292,400	329,000	349,900	392,500	
98		292,700	329,300	350,300		

31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	

医療職給料表(3)

再任用職員以外の職員	職務の級 の号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100

99	292,900	329,600	350,700				
100	293,200	329,900	351,100				
101	293,500	330,100	351,600				
102	293,700	330,400	352,000				
103	293,900	330,800	352,400				
104	294,200	331,000	352,800				
105	294,500	331,200	353,300				
106		331,400					
107		331,800					
108		332,000					
109		332,200					
110		332,600					
111		333,000					
112		333,400					
113		333,600					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	

32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700

137	300,900	331,700							
138	301,200	332,100							
139	301,600	332,500							
140	301,900	332,900							
141	302,100	333,200							
142	302,500	333,600							
143	302,900	333,900							
144	303,200	334,300							
145	303,400	334,600							
146	303,600	335,000							
147	303,900	335,400							
148	304,300	335,800							
149	304,500	336,100							
150	304,700	336,500							
151	305,000	336,900							
152	305,300	337,300							
153	305,700	337,600							
154	305,900								
155	306,100								
156	306,400								
157	306,700								
158	307,000								
159	307,300								
160	307,600								
161	308,000								
162	308,300								
163	308,600								
164	308,900								
165	309,300								
166	309,600								
167	309,900								
168	310,200								
169	310,600								
再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200			

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

102	288,300	319,600	352,300	370,300					
103	289,100	320,200	352,800	370,800					
104	289,900	320,800	353,200	371,200					
105	290,600	321,200	353,500	371,800					
106	291,100	321,700	354,000	372,300					
107	291,600	322,200	354,400	372,800					
108	292,100	322,700	354,700	373,300					
109	292,300	323,100	355,200	373,900					
110	292,600	323,500	355,700	374,300					
111	292,800	323,800	356,200	374,800					
112	293,200	324,100	356,700	375,300					
113	293,500	324,500	357,200	375,900					
114	293,700	324,900	357,700						
115	294,100	325,300	358,200						
116	294,400	325,600	358,600						
117	294,700	325,800	359,000						
118	295,000	326,100	359,400						
119	295,300	326,500	359,900						
120	295,700	326,700	360,400						
121	296,000	326,900	360,800						
122	296,400	327,200	361,300						
123	296,700	327,500	361,800						
124	297,100	327,800	362,300						
125	297,300	328,000	362,600						
126	297,500	328,300							
127	297,800	328,700							
128	298,200	328,900							
129	298,400	329,100							
130	298,700	329,300							
131	299,100	329,700							
132	299,500	329,900							
133	299,700	330,200							
134	300,000	330,600							
135	300,400	331,000							
136	300,700	331,400							

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第10条の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」